○上越市法定外公共物管理条例

平成14年3月29日

条例第7号

改正 平成16年12月21日条例第232号

(趣旨)

第1条 この条例は、本市が所有する法定外公共物の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この条例において「法定外公共物」とは、道路、河川、水路及びこれらと一体をなす施設、構造物その他の附属物であって、その管理について道路法(昭和27年法律第180号)、河川法(昭和39年法律第167号)その他法令等の規定の適用又は準用を受けないものをいう。
- 2 この条例において「生産物」とは、法定外公共物から生ずる石、砂利、土砂等をいう。 (禁止行為)
- 第3条 何人も次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) みだりに法定外公共物を損壊すること。
 - (2) みだりに法定外公共物にじんかい、汚物、土石、竹木等を投棄し、又は放置すること。
 - (3) 法定外公共物の機能、構造等に支障を及ぼすおそれのある行為
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、法定外公共物の管理に著しく支障を及ぼすおそれのある 行為

(利用の禁止又は制限)

- 第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、一定の期間及び区域を定めて、法 定外公共物の一般の利用を禁止し、又は制限することができる。
 - (1) 法定外公共物の破損、決壊その他の事由により、一般の利用に供することが適当でないと認められるとき。
 - (2) 法定外公共物に関する工事のため必要があるとき。

(占用の許可等)

- 第5条 法定外公共物を占用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 2 市長は、前項の許可に当たり、法定外公共物の管理上必要な条件を付することができる。
- 3 第1項の許可の期間は、5年を超えることができない。ただし、市長が特別の必要があると認める場合においては、この限りでない。

(占用の許可の更新)

- 第6条 前条第1項の許可は、これを更新することができる。この場合において、同条第3 項の規定は、同条第1項の許可の更新について準用する。
- 2 市長は、前項の規定による許可の更新において、当初の許可の条件を変更することができる。

(占用料)

- 第7条 第5条第1項の規定による許可(前条第1項の規定により更新された許可を含む。 以下「占用許可」という。)を受けた者(以下「占用者」という。)は、占用料を納付しなければならない。
- 2 占用料の額は、別表第1のとおりとする。
- 3 占用料の減免、徴収方法等については、上越市道路占用料等徴収条例(昭和46年上越 市条例第123号)第3条から第7条までの規定を準用する。

(占用許可に基づく権利の移転等の制限)

第8条 占用者は、市長の許可を受けて譲渡する場合を除き、占用許可に基づく権利を他人に譲渡し、若しくは転貸し、又はこれに対して他人の権利を設定してはならない。

(占用者の地位の承継)

第9条 占用者が死亡し、又は合併した場合において、その相続人又は合併後存続する法人 若しくは合併により設立された法人が、占用者の地位を承継しようとするときは、相続の 開始又は合併の日から30日以内に、市長に届け出なければならない。

(占用の廃止)

第10条 占用者は、法定外公共物の占用を廃止しようとするときは、速やかにその旨を市 長に届け出なければならない。

(原状回復等)

- 第11条 占用者は、占用許可の期間が満了したとき又は占用を廃止したときは、速やかに 当該期間の満了又は占用の廃止に係る法定外公共物を原状に回復しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、法定外公共物の管理上必要があるときは、占用者に 対して原状回復に代わる必要な措置を命ずることができる。
- 3 占用者は、前2項の規定による原状回復又は原状回復に代わる措置を完了したときは、 速やかにその旨を市長に届け出て、完了の確認を受けなければならない。

(工事の許可)

第12条 法定外公共物の施設、構造物その他の附属物を改築し、若しくは付け替えし、法 定外公共物の敷地を掘削し、若しくは盛土し、又はこれらに類する工事をしようとする者 は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 第5条第2項の規定は、前項の許可について準用する。

(工事開始の届出)

- 第13条 前条第1項の規定による許可(以下「工事許可」という。)を受けた者(以下「工事者」という。)は、工事に着手しようとするときは、市長に届け出なければならない。 (工事完了の届出)
- 第14条 工事者は、当該工事が完了したときは、速やかにその旨を市長に届け出て、完了 の確認を受けなければならない。

(工事許可に基づく権利の移転等)

第15条 工事許可に基づく権利の移転等の制限及び工事者の地位の承継については、第8 条及び第9条の規定を準用する。

(採取の許可等)

- 第16条 生産物を採取しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 2 第5条第2項及び第3項並びに第6条の規定は、前項の許可について準用する。 (採取料)
- 第17条 前条第1項の規定による許可(同条第2項において準用する第6条第1項の規定により更新された許可を含む。以下「採取許可」という。)を受けた者(以下「採取者」という。)は、別表第2に定める採取料を市長が指定する期日までに納付しなければならない。
- 2 市長は、特に必要があると認めるときは、採取料の全部又は一部を免除することができる。
- 3 納付した採取料は、還付しない。ただし、採取者の責めに帰さない事由により採取許可 を取り消された場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(採取の廃止)

第18条 採取者は、生産物の採取を廃止しようとするときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(採取の完了後の措置等)

- 第19条 採取者は、生産物の採取を完了したとき又は採取を廃止したときは、速やかに廃物等を処理し、かつ、採取跡を整理しなければならない。
- 2 採取者は、前項の措置を完了したときは、速やかにその旨を市長に届け出て、完了の確

認を受けなければならない。

(採取許可に基づく権利の移転等)

第20条 採取許可に基づく権利の移転等の制限及び採取者の地位の承継については、第8 条及び第9条の規定を準用する。

(占用許可等の取消し等の処分)

- 第21条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、占用許可、工事許可又は採取許可(以下「占用許可等」という。)を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、工作物の改築若しくは除却その他法定外公共物の損害を予防するために必要な措置を命ずることができる。
 - (1) この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した者
 - (2) 占用許可等に付した条件に違反した者
 - (3) 偽りその他不正な手段により占用許可等を受けた者
- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、占用者、工事者又は採取者に 対し、前項に規定する処分をし、又は措置を命ずることができる。
 - (1) 国又は地方公共団体が法定外公共物に関する工事を施行するため必要があるとき。
 - (2) 法定外公共物の維持管理上やむを得ない必要が生じたとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が公益上特に必要があると認めるとき。

(占用許可等の失効等)

- 第22条 占用許可等の効力について、他の法令等の規定による許可、認可等の処分があることを条件としている場合において、当該他の法令等の規定による許可、認可等の申請に対して不許可、不認可等の処分があったとき又は当該他の法令等の規定による許可、認可等に対して取消し若しくはその効力の停止の処分があったときは、占用許可等は、これらの処分の効力が生じた日から将来に向かってその効力を失い、又は当該効力の停止の期間中、その効力を停止するものとする。
- 2 占用許可等は、占用許可若しくは採取許可に係る法定外公共物の用途廃止の処分があった日又は次に掲げる届出による廃止の日から将来に向かって、その効力を失うものとする。
 - (1) 第10条の規定による占用の廃止の届出
 - (2) 第18条の規定による採取の廃止の届出(過料)
- 第23条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科することができる。
 - (1) 第3条の規定に違反した者

- (2) 占用許可を受けないで法定外公共物を占用した者
- (3) 第11条第1項の規定に違反し、又は同条第2項の規定による命令に違反した者
- (4) 工事許可を受けないで第12条第1項に規定する工事を行った者
- (5) 採取許可を受けないで生産物を採取した者
- (6) 第19条第1項の規定に違反した者
- (7) 第21条第1項又は第2項の規定による命令に違反した者
- 2 市長は、詐欺その他不正の行為により第7条第2項に規定する占用料又は第17条第1項に規定する採取料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科することができる。

(委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成16年条例第232号)

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

別表第1(第7条関係)

区分	単位	金額	
工作物の設置等をする場合	上越市道路占用料等徴収条例別表に定める額		
工作物の設置等をしない場合	$1 \mathrm{m}^2$	1年につき 80円	

備考

- 1 1平方メートル未満の端数は、1平方メートルとして算定する。
- 2 1年未満の端数は月割りとし、1月未満の端数は1月として算定する。
- 3 1件の占用料が100円未満のときは、100円とする。

別表第2(第17条関係)

	種類	単位	金額
石	長径8cm以上30cm未満のもの	1m^3	155円
	長径30cm以上45cm未満のもの	1個	60円
	長径45cm以上60cm未満のもの	1個	115円
	長径60cm以上90cm未満のもの	1個	3,530円
	長径90cm以上120cm未満のもの	1個	7,060円

	長径120cm以上のもの	1個	7,060円に長径が120cmを超える15cmまで	
			ごとに706円を加算した額	
砂利		$1 \mathrm{m}^3$	175円	
かき	込み砂利	$1 \mathrm{m}^3$	155円	
土砂		$1 \mathrm{m}^3$	135円	
その	他のもの	その都	その都度市長が定める額	

備考

- 1 1立方メートル未満の端数は、1立方メートルとして算定する。
- 2 1件の採取料が100円未満のときは、100円とする。